

知多市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 1 号

知多市行政組織規則の一部を改正する規則

知多市行政組織規則（平成 2 7 年知多市規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前																
(課及び室の設置)	(課及び室の設置)																
第2条 (略)	第2条 (略)																
<table><tr><th>部</th><th>課</th></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課 財政課 <u>施設マネジメント課</u> 税務課 収納課 防災危機管理課</td></tr><tr><td>企画部</td><td><u>企画政策課</u> <u>デジタル推進課</u> 秘書広報課 職員課 市民協働課 <u>市民窓口課</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部	課	総務部	総務課 財政課 <u>施設マネジメント課</u> 税務課 収納課 防災危機管理課	企画部	<u>企画政策課</u> <u>デジタル推進課</u> 秘書広報課 職員課 市民協働課 <u>市民窓口課</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>部</th><th>課</th></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課 財政課 税務課 収納課 防災危機管理課 <u>市民窓口課</u></td></tr><tr><td>企画部</td><td><u>企画情報課</u> 秘書広報課 職員課 市民協働課</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部	課	総務部	総務課 財政課 税務課 収納課 防災危機管理課 <u>市民窓口課</u>	企画部	<u>企画情報課</u> 秘書広報課 職員課 市民協働課	(略)	(略)
部	課																
総務部	総務課 財政課 <u>施設マネジメント課</u> 税務課 収納課 防災危機管理課																
企画部	<u>企画政策課</u> <u>デジタル推進課</u> 秘書広報課 職員課 市民協働課 <u>市民窓口課</u>																
(略)	(略)																
部	課																
総務部	総務課 財政課 税務課 収納課 防災危機管理課 <u>市民窓口課</u>																
企画部	<u>企画情報課</u> 秘書広報課 職員課 市民協働課																
(略)	(略)																
2 <u>施設マネジメント課</u> に <u>新庁舎整備室</u> を置く。 (分掌事務)	2 <u>総務課</u> に <u>新庁舎建設室</u> を置く。 (分掌事務)																
第3条 (略)	第3条 (略)																
2 前条第2項に規定する <u>新庁舎整備室</u> の分掌事務は、別表第2のとおりとする。 (課に属する機関の設置)	2 前条第2項に規定する <u>新庁舎建設室</u> の分掌事務は、別表第2のとおりとする。 (課に属する機関の設置)																
第4条 (略)	第4条 (略)																

改正後			改正前		
課	課に属する機関		課	課に属する機関	
市民協働課から商 工振興課まで	(略)		市民協働課から商 工振興課まで	(略)	
(削る)	(削る)		<u>緑と花の推進課</u>	<u>公園管理事務所</u>	
(削る)			2 前項に規定する公園管理事務所の位置は、知多市金沢字石根 1 番地とする。		
(課に属する機関の職)			(課に属する機関の職)		
第 8 条 (略)			第 8 条 (略)		
機関	職		機関	職	
まちづくりセンター（第 4 条第 1 項の表 の市民協働課に属する期間をいう。以下 同じ。）から消費生活センターまで	(略)		まちづくりセンター（第 4 条第 1 項の表 の市民協働課に属する期間をいう。以下 同じ。）から消費生活センターまで	(略)	
(削る)	(削る)		<u>公園管理事務所</u>	<u>所長</u>	
2 (略)			2 (略)		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
部	課	分掌事務	部	課	分掌事務
総	総務課	(略)	総	総務課	(略)

改正後			改正前		
務 部	財政課	第 1 号から第 8 号まで （略） 第 9 号から第 1 1 号まで （削る）	務 部	財政課	第 1 号から第 8 号まで （略） <u>(9) 公共施設の総合調整に関すること。</u> <u>(10) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</u> <u>(11) 市有財産（物品、債権、基金及び出資に関する権 利を除く。）の総括及び保険契約に関すること。</u>
	施設マネジ メント課	<u>(1) 公共施設の総合調整に関すること。</u> <u>(2) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</u> <u>(3) 市有財産（物品、債権、基金及び出資に関する権 利を除く。）の総括及び保険契約に関すること。</u> <u>(4) 市有建築物（都市整備部所管施設を除く。）に係 る建築及び営繕に関すること。</u>		(新設)	(新設)
	税務課	(略)		税務課	(略)
	収納課	第 1 号から第 4 号まで （略） (削る)		収納課	第 1 号から第 4 号まで （略） <u>(5) し尿くみ取り手数料及び市営住宅使用料の滞納繰 越分に関すること。</u>
	防災危機管 理課	(略)		防災危機管 理課	(略)

改正後			改正前		
	(削る)	(削る)		市民窓口課	(1) <u>住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>戸籍に関すること。</u> (3) <u>印鑑の登録及び証明に関すること。</u> (4) <u>在留管理制度及び特別永住者の制度に基づく届出等に関すること。</u> (5) <u>犯罪人、成年被後見人、被保佐人及び破産者の名簿に関すること。</u> (6) <u>人口動態調査及び人口動向調査に関すること。</u> (7) <u>市税、身分その他の証明に関すること。</u> (8) <u>埋火葬の許可に関すること。</u> (9) <u>自動車の臨時運行許可に関すること。</u> (10) <u>庁舎案内に関すること。</u> (11) <u>市民相談に関すること。</u> (12) <u>人権擁護委員及び行政相談委員に関すること。</u> (13) <u>一般旅券に関すること。</u> (14) <u>個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。</u>

改正後			改正前		
企 画 部	企画政策課	第 1 号から第 6 号まで （略） 第 7 号から第 1 0 号まで （削る）	企 画 部	企画情報課	第 1 号から第 6 号まで （略） <u>（7） 情報施策の企画及び調整に関すること。</u> <u>（8） 電子計算機及び情報ネットワークの運用及び管理に関すること。</u> <u>（9） 情報処理システムの調査研究、導入及び管理に関すること。</u> <u>（10） 情報セキュリティ対策に関すること。</u>
	デジタル推進課	<u>（1） 情報施策の企画、総合調整及び推進に関すること。</u> <u>（2） デジタル化による業務改善に関すること。</u> <u>（3） 電子計算機及び情報ネットワークの運用及び管理に関すること。</u> <u>（4） 情報処理システムの調査研究、導入及び管理に関すること。</u> <u>（5） 情報セキュリティ対策に関すること。</u>		（新設）	（新設）
	秘書広報課 から市民協	（略）		秘書広報課 から市民協	（略）

改正後			改正前		
	働課まで			働課まで	
	市民窓口課	(1) <u>住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>戸籍に関すること。</u> (3) <u>印鑑の登録及び証明に関すること。</u> (4) <u>在留管理制度及び特別永住者の制度に基づく届出等に関すること。</u> (5) <u>犯罪人、成年被後見人、被保佐人及び破産者の名簿に関すること。</u> (6) <u>人口動態調査及び人口動向調査に関すること。</u> (7) <u>市税、身分その他の証明に関すること。</u> (8) <u>埋火葬の許可に関すること。</u> (9) <u>自動車の臨時運行許可に関すること。</u> (10) <u>庁舎案内に関すること。</u> (11) <u>市民相談に関すること。</u> (12) <u>人権擁護委員及び行政相談委員に関すること。</u> (13) <u>一般旅券に関すること。</u> (14) <u>個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関するこ</u>		(新設)	(新設)

改正後			改正前		
		<u>と。</u>			
福祉子ども部	福祉課から 幼児保育課 まで	(略)	福祉子ども部	福祉課から 幼児保育課 まで	(略)
健康文化部	健康推進課 及び保険医 療課	(略)	健康文化部	健康推進課 及び保険医 療課	(略)
文化部	生涯学習ス ポーツ課	第1号から第14号まで (略)	文化部	生涯学習ス ポーツ課	第1号から第14号まで (略)
		(削る)			(15) 有料公園施設（知多運動公園を除く。）の利用に係る許可書の発行及び収納に関すること。
環境経済	環境政策課	(略)	環境経済	環境政策課	(略)
	ごみ対策課	第1号から第6号まで (略) (削る) (7) (略)	環境経済	ごみ対策課	第1号から第6号まで (略) (7) 清掃センターに関すること。 (8) (略)

改正後			改正前		
部		(8) (略)	部		(9) (略)
		(9) (略)			(10) (略)
		(10) (略)			(11) (略)
		(11) (略)			(12) (略)
	商工振興課 及び農業振 興課	(略)		商工振興課 及び農業振 興課	(略)
都	都市計画課	(略)	都	都市計画課	(略)
市	土木課	第1号から第7号まで (略)	市	土木課	第1号から第7号まで (略)
整		(削る)	整		(8) 土木専門委員に関すること。
備		(8) (略)	備		(9) (略)
部		(9) (略)	部		(10) (略)
		(10) (略)			(11) (略)
		(11) (略)			(12) (略)
		(12) (略)			(13) (略)
		(13) (略)			(14) (略)
	緑と花の推	第1号から第7号まで (略)		緑と花の推	第1号から第7号まで (略)

改正後			改正前		
	進課	(削る)		進課	(8) 公園管理事務所に関すること。
	下水道課	(略)		下水道課	(略)
備考 福祉子ども部の部幼児保育課の項第 8 号及び第 9 号並びに健康文化部の部生涯学習スポーツ課の項各号は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定による教育委員会からの補助執行事務である。			備考		
(削る)			<u>1 福祉子ども部の部幼児保育課の項第 8 号及び第 9 号並びに健康文化部の部生涯学習スポーツ課の項第 1 号から第 14 号までは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定による教育委員会からの補助執行事務である。</u>		
別表第 2（第 3 条関係）			<u>2 環境経済部の部ごみ対策課の項第 7 号に規定する清掃センターの位置は、知多市北浜町 11 番地の 4 とする。</u>		
	室	分掌事務		室	分掌事務
	新庁舎整備室	新庁舎の整備及び開庁準備に関すること。		新庁舎建設室	新庁舎の整備に関すること。
別表第 3（第 5 条関係）			別表第 3（第 5 条関係）		
	機関	分掌事務		機関	分掌事務
	まちづくりセンターから消	(略)		まちづくりセンターから消	(略)

改正後		改正前	
費生活センタ ーまで		費生活センタ ーまで	
(削る)	(削る)	公園管理事務 所	<u>(1) 公園及び緑地の維持管理に関すること。</u> <u>(2) 有料公園施設（知多運動公園を除く。）の管理及び 運営に関すること。</u> <u>(3) 屋外体育施設及び学校屋外体育施設夜間照明設備の 利用に係る許可書の発行及び収納に関すること。</u> <u>(4) 知多運動公園及び市民体育館の予約業務に関するこ と。</u>
備考 まちづくりセンターの項第２号、中部公民館の項各号及び歴史民俗博物館の項各号は、地方自治法第１８０条の７の規定による教育委員会からの補助執行事務である。		備考 まちづくりセンターの項第２号、中部公民館の項各号、 <u>歴史民俗博物館の項各号及び公園管理事務所の項第３号</u> は、地方自治法第１８０条の７の規定による教育委員会からの補助執行事務である。	